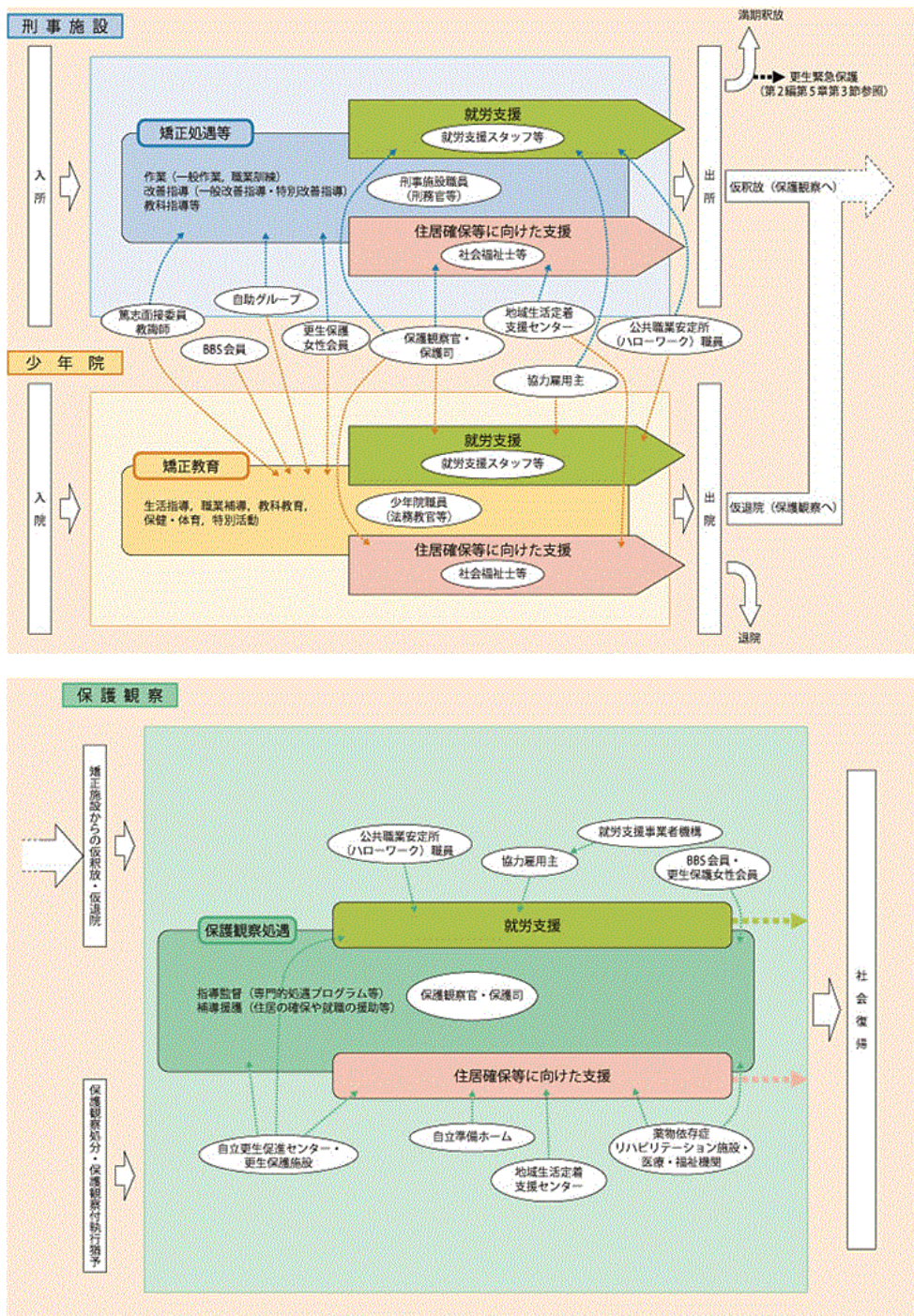


第2-3-14図 非行少年の処遇と社会復帰支援の概要



(出典) 法務省「犯罪白書」

保護観察所は、矯正施設や家族、学校と協力し、出院・出所後の少年の就労先の調整・確保に努めている。保護観察中の無職少年に対しては、その処遇過程において、就労意欲がない原因や意欲があっても就労できない理由、就労しても継続しない理由など、不就労の原因となっている問題点の把握に努め、その解消を図るための助言指導を行っている。また、一部の保護観察所が、民間法人に委託しモデル事業として行ってきた、矯正施設に在院・在所中から就職後の職場定着に至るまでの、専門家による継続したきめ細かな支援を、平成26(2014)年度からは「更生保護就労支援事業」として本格的に実

施する（第2-3-15図）。さらに、雇用の受け皿を拡大するため、協力雇用主¹²²に対する支援の強化や、出院・出所後の若者の雇用に理解を示すソーシャルファーム（労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体など）の開拓・確保に努めている。

第2-3-15図 更生保護就労支援事業



（出典）法務省資料

ハローワークは、少年院や少年刑務所等、保護観察所と連携して、出院・出所予定者や保護観察に付された少年を対象とした職業相談、職業紹介、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用といった就労支援を推進している。また、就労後の相談、問題点の把握、問題解決のための助言など、就労継続のための支援を行っている。

厚生労働省は、施設などを退所したが社会的自立が十分ではない若者に対し、日常生活上の援助や就業支援を行う「自立援助ホーム」（児童自立生活援助事業）の充実に努めている。（第2部第3章第2節2(4)「年長児の自立支援策の拡充」も参照。）

122 第2部第4章第3節2「地域における多様な担い手の育成」を参照。